

# ○山梨県警察文書審査手続要領

〔 令和 4 年 1 2 月 1 6 日 〕  
〔 例規甲（務企）第 5 7 号 〕

## 第 1 趣旨

この要領は、山梨県警察法令審査委員会に関する訓令（平成 9 年山梨県警察本部訓令第 1 2 号）第 7 条に規定する法令審査の事前審査及び山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令（平成 1 3 年山梨県警察本部訓令第 5 号）第 2 6 条第 2 項に規定する形式審査（以下「形式審査」という。）（以下「文書審査」と総称する。）の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 文書審査の対象案件

- 1 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が行う文書審査の対象案件は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、山梨県公安委員会告示案及び警察本部告示案のうち定例的なもの並びに例規通達案のうち、法令の改正又は廃止に伴い当該法令の条項又は用語を引用する規定の整理のみを目的とするものその他の例規通達案の内容の実質的な変更を伴わないものについては、この限りでない。

事前審査を必要とする案件	形式審査を必要とする案件
警察の所管する条例案	例規通達甲案
公安委員会規則案	例規通達乙案
公安委員会規程案	県公報登載原稿
公安委員会告示案	
警察本部訓令案	
警察本部告示案	

## 第 3 文書審査の手続

### 1 法令審査の事前審査

- (1) 法令審査の事前審査を受けようとする所属長は、事前審査依頼書（第 1 号様式）に、起案文その他審査に必要な資料を添えて、警務課長に提出するものとする。
- (2) (1) に定める提出は、公布日又は通知日の 1 月（条例案にあつては 2 月）前までに行うものとする。
- (3) 審査は、原則として警務部警務課企画室長以下企画室員（以下「企画室員等」という。）が、起案者及び当該事案の関係者に説明を求める集合会議形式で行う

ものとする。

## 2 形式審査

- (1) 形式審査を受けようとする所属長は、形式審査依頼書（第2号様式）に案文を添えて警務課長に提出するものとする。
- (2) (1)に定める提出は、実施日又は登載（登録）日の2週間前までに行うものとする。
- (3) 審査は、企画室員等が行うものとする。

## 第4 審査の結果等の通知

- 1 審査の結果は、企画室員等が口頭で通知するものとする。ただし、内容に大幅な訂正があるなど、口頭によることができない場合は、審査の結果がわかる文書により、起案者又は当該事案の関係者に通知するものとする。
- 2 警務課長は、審査の終了を事前審査・形式審査終了通知書（第3号様式）により、審査を依頼した所属長に通知するものとする。

## 第5 手続上の留意事項

- 1 文書審査に付す起案文は、必ず部内検討事項一覧表（別表）に掲げる事項について部内検討を済ませておくこと。
- 2 当該起案文について、合議すべき所属があるときは、当該所属との意見調整を済ませておくこと。
- 3 案文は、山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令及び山梨県公安委員会公文規則（平成13年山梨県公安委員会規則第7号）に規定する形式により作成すること。
- 4 法令の改正に関する案文については、新旧対照表（第4号様式）を添付すること。
- 5 法令審査の事前審査は、あくまで法令審査委員会の審議の前に行う審査であることから、当該事前審査終了後、速やかに山梨県警察法令審査委員会に関する訓令第5条に規定する法令審査委員会の審議を受ける手続をとること。

別表

部 内 検 討 事 項 一 覧 表

検 討 事 項		検 討 内 容
起案理由等		1 起案の理由、目的は明確か。 2 上司や関係者との意見調整は十分か。
内容面での検討	法律的観点	1 他法令との関係で抵触するところはないか。 2 許認可等について法的要件を満たしているか。 3 期限、条件等を必要としないか。
	行政的観点	1 公益に反しないか。対外的影響はどうか。 2 慣例や前例に反しないか。また、それにとらわれ過ぎていないか。 3 施行時期は適切か。
	財政的観点	1 予算措置を必要としないか。また、予算措置されている。 2 将来損失が生じたり、負担を負ったりすることはないか。 3 特殊な支出手続を必要としないか。
	実務的観点	類似した規程はないか。また、業務の手続等が効率的であるかなど、業務の合理化・効率化面での検討がなされているか。
形式面での検討	事務の所管	1 山梨県警察組織条例、同規則に照らして、誤りはないか。 2 他の所属の所掌事務との競合はないか。
	文書の形式	文書の形式は、定められた形式にのっとっているか。
	件名	件名は、内容に合っているか。
	用語等	1 法令用語、公用文用語等に誤りはないか。 2 常用漢字、現代仮名遣い等に誤りはないか。

第1号様式

警務部警務課長 殿

第 号

年 月 日

所 属 長

保 存 期 間 1 年
-------------

事前審査依頼書

山梨県警察法令審査委員会に関する訓令第7条の規定により、次のとおり事前審査を受けたいので、必要書類を添えて依頼します。

記

- 1 審査を要する案文の種別
- 2 題名
- 3 概要
- 4 要望事項、留意事項等
- 5 公布（発出）予定日  
年 月 日
- 6 施行予定日  
年 月 日
- 7 起案者（係・職・氏名・警電）

第2号様式

警務部警務課長 殿

第 号

年 月 日

所 属 長

保存期間 1 年

形式審査依頼書

山梨県警察の行政文書の管理に関する訓令第26条第2項の規定により、次のとおり形式審査を受けたいので、必要書類を添えて依頼します。

記

- 1 審査を要する案文の種別
- 2 題名
- 3 概要
- 4 要望事項、留意事項等
- 5 実施予定日  
年 月 日
- 6 起案者（係・職・氏名・警電）

第3号様式

所 属 長 殿

第 号

年 月 日

警 務 部 警 務 課 長

保 存 期 間 1 年

事前審査・形式審査終了通知書

年 月 日付け、 発第 号により依頼のあった事前審査・  
形式審査については、審査が終了したので通知します。

記

1 案文の種別

2 題名

3 連絡事項

本件担当：

( 警電 )

第4号様式

新旧対照表

新	旧